

令和7年

## 第7回大磯町農業委員会総会会議録

日 時 令和7年7月25日 午後1時30分から

場 所 大磯町役場 本庁舎4階 第2委員会室

### 1 出席委員

1番 安池幸子	9番 守屋智
2番 加藤敏行	
3番 竹内欣也	11番 渡邊康弘
5番 山口秀雄	12番 仲出川治幸
6番 鈴木洋有	
7番 平原則子	15番 柳田進
8番 青木貞治	

### 2 欠席委員

10番 加藤敏郎 13番 石井雅浩 16番 戸塚昭雄

### 3 遅刻委員

### 4 農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできますが議決権はありません)

添田政夫 吉川京男 柏木博 二宮晃一

### 5 出席事務局員

事務局長 木村公哉  
書記 久保田徳人 伴野航

### 6 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第13号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第15号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見聴取について
- 議案第16号 非農地証明交付申請の承認について
- 議案第10号 「令和6年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」(案)について

議案第 11 号 「令和 7 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」(案)  
について

報告第 1 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による受理通知書について

報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について

議長 本日はまず、「農業委員会等に関する法律」第 3 2 条『総会及び部会の会議は、公開する。』とありますので、傍聴人に入室をさせますので、ご了解いただきたいと思います。

#### 《傍聴人入室》

議長 まず初めに、本日、戸塚会長が欠席ですので会長職務代理者である安池が議長を務めさせていただきます。

ただ今の出席委員は 11 名で、定足数に達しておりますので令和 7 年第 7 回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

なお本日、10 番加藤敏郎委員、13 番石井雅浩委員と 16 番戸塚昭雄委員より欠席の旨の通告がありましたのでご報告いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第 18 条第 1 項の規定により、15 番柳田進委員と 2 番加藤敏行委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

#### 《議事日程の報告》

議長 ただ今の報告について、何か発言ございますか。

#### 《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長 それでは、本日の議題に入ります。日程第 2 の議案第 12 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題に供します。

では、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第 12 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、議案書の 1 ページの 1 件でございます。場所につきましては総会資料の 1 ページと 2 ページをご覧ください。

書記 議案第12号1番の内容につきましては、寺坂地区と西小磯地区で柿の栽培を行っている農業法人が、新たに農地所有適格法人を立ち上げてビニールハウス施設と露地畑を購入して営農拡大を図るものです。

ビニールハウスではイチゴを栽培して、将来は観光農園も行い、露地畑については斜面地の段々畑ですが柿の栽培を行うとのことです。

なお、7月9日に国府本郷地区担当の山口委員及び事務局で現地確認を行い、7月23日に新規参入の面談を山口委員及び吉川推進委員で実施した結果、両委員から推薦を受けています。

議長 議案第12号1番につきましては現地確認をお願いした国府本郷地区担当の山口委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

5番委員（山口） 5番の山口です。議案第12号1番の農地について、7月9日に私と事務局で現地確認を行いました。

ビニールハウスは、町内でも有数の大きくて立派な施設でイチゴの栽培や観光農園として活用できるものと考えられます。

また、露地畑も斜面地ですが柿の栽培には問題ないと考えられます。

今回、新規参入する農地所有適格法人も寺坂や西小磯で柿の栽培を行っている法人と同様の経営者が運営するとのことですので、当該農地を購入することで、営農拡大と地域の農業振興が図られると考えられます。

なお、7月23日に私と吉川推進委員及び事務局で新規参入の面談を行いました。農地所有適格法人の常時従事者は、農業知識も経験も十分あり、農業への意欲もありましたので、吉川推進委員と協議した結果、推薦書に署名しました。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、営農拡大と地域の農業振興が図られるとのことです。

それでは、議案第12号1番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 売買金額は、土地代や施設設備などすべての費用を含みますか。

事務局 すべての費用が計上されています。

議長 他にございませんか。他に意見がないようですので、議案第12号1番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第12号1番は原案とおり決定いたしました。

議長 次に議案第13号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は、議案書の2ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の3ページをご覧ください。

事務局 《議案第13号1番を朗読・説明》

書記 議案第13号1番につきましては、農家住宅に係る転用許可申請でございます。

当該農地は、西小磯地区の農業振興地域内の白地で営農の効率化を図るため農業用倉庫の隣接地に自己住宅を建てるものです。

なお、7月17日に西小磯西地区担当の仲出川委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 議案第13号1番につきましては現地確認をお願いした西小磯西地区担当の仲出川委員から現地確認の結果並びに補足説明をお願いいたします。

12番委員（仲出川） 12番の仲出川です。議案第13号1番の農地について、7月17日に私と事務局で現地確認を行いました。

申請者は当該農地周辺に多くの農地と農業用倉庫を所有するため、当該農地に自己住宅を建てることで、営農の効率化が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、営農の効率化が図れるとのことです。

それでは、議案第13号1番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 農地をたくさん所有している場合、どの農地でも住宅を建てることはできるのですか。また、何件でも建てることは可能ですか。

事務局 農地区分及び都市計画法で定められた要件を満たすかどうかで建てられる農地の順位が決められています。転用農地の選定で、最初に市街化区域で建築可能な農地があれば最優先となり、市街化区域に農地がなければ市街化調整区域の農地の内、第3種農地や第2種農地が優先となり、なければ第1種農地、農業振興地域内の白地、農

業振興地域内の農用地の順に探していきます。もちろん農地の他に空き家や使用していない土地を所有していれば、そちらが優先されます。

また、農家住宅は1件しか建てることができません。

委員 農家住宅を転売することは可能なのか。

事務局 基本的にできません。農家住宅は世帯主か相続権を有する者しか所有できず、第三者に転売したり、賃貸借することはできません。分家住宅も同様です。特例として海外移住や事故、災害などで農家住宅が不要となってしまった場合は、神奈川県平塚土木事務所の審査会で認められれば一般住宅として売買が可能です。

委員 分家住宅は、農家の子が会社員でも建てるのが可能なのはなぜか。

事務局 農業者以外であっても建てることは可能です。会社員であっても親の農業の手伝いをしたり、将来、農地を相続して維持管理していくことを想定しています。分家住宅も転売や賃貸借が認められていないため、担い手となる子の住宅を建てるのが可能となっています。

議長 他にございませんか。他に意見がないようですので、議案第13号1番について、原案とおりの決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者多数により、議案13号1番は原案のとおり決定いたしました。

議長 それでは、次に議案第14号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第14号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、議案書の3ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の4ページをご覧ください。

事務局 《議案第14号1番を朗読・説明》

書記 議案第14号1番につきましては、大磯町の公共下水道工事に伴う工事用地に係る一時転用許可の申請です。

当該農地は、寺坂地区にある農業振興地域内の農用地で、現在は耕作放棄地となっています。町から委託を受けた事業者が工事箇所付近に資機材を仮置きするための工事用地として来年の3月まで使用し、工事完了後は農地復元して返却

します。

なお、7月14日に寺坂地区担当の渡邊委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 議案第14号につきましては現地確認をお願いした寺坂地区担当の渡邊委員から現地確認の結果並びに補足説明をお願いいたします。

11番委員（渡邊） 11番の渡邊です。議案第14号1番の農地について、7月14日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は農地集団の端にある耕作放棄地で、一時転用で工事用地として使用されることによる周囲の農地への影響はないと考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、周囲の農地への影響はないとのことでした。

それでは、議案第14号1番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 農地に面している町道の幅はどのくらいですか。

事務局 約4メートルです。

議長 他にございませんか。他に意見がないようですので、議案第14号1番について、原案とおりの決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

#### 《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案14号1番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第15号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取について」を議題に供します。

なお、番号1番と2番は同一の議案ですので一括で審議します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第15号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取について」は、議案書の5ページの2件でございます。

場所につきましては総会資料の5ページをご覧ください。

議案第15号1番と2番の内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）についての審議事項でございます。

なお、議決後に町長に意見聴取を行います。

事務局

《議案第15号1番と2番を朗読・説明》

書記 当該農地は、虫窪地区の農業振興地域内の農用地の畑2筆で、貸し手は町外の方で、借り手は平成30年に就農した認定新規就農者の方です。

若い農家が継続して当該農地を借りることで、農地の遊休化防止と地域の農業振興が図られると考えられます。

なお、7月7日に虫窪地区担当の守屋委員及び事務局で現地確認を実施しております。

議長 ありがとうございます。では、現地確認をお願いした虫窪地区担当の守屋委員から説明をお願いいたします。

9番委員（守屋） 9番の守屋です。議案第15号1番と2番の農地について、7月7日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、農業振興地域内の農用地の露地畑2筆ですが、認定新規就農者が継続して借りることで、農地の遊休化防止と地域の農業振興が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま報告がありましたように農地の遊休化防止と地域の農業振興が図られるとのことですので。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第15号1番と2番について、原案とおりの決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第15号1番と2番について、原案とおりの決定しました。なお、農用地利用集積等促進計画（案）については、町長に意見聴取いたします。

議長 次に議案第16号「非農地証明交付申請の承認について」を議題に供します。では、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第16号「非農地証明交付申請の承認」につきましては、議案書6ページの2件でございます。場所につきましては総会資料の6ページと7ページをご覧ください。まず、1番について説明します。

事務局

《議案第16号1番を朗読・説明》

書記 議案第16号1番の内容につきまして、非農地証明についての審議事項でございます。非農地証明につきましては、神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」(平成24年8月1日施行)に基づき、農業振興地域内の農用地でないことなどの指針で定めております要件をすべて満たすものに限り非農地証明を交付することが可能です。

当該農地は、黒岩地区の市街化調整区域の畑1筆ですが、10年以上に渡り山林となっていて農地性はなく、かつ、過去に違反転用の追及を受けたことはありません。

なお、7月15日に黒岩地区担当の守屋委員、二宮推進委員と事務局で現地確認を実施した結果、非農地証明のすべての要件を満たしていることを確認しています。

議長 ありがとうございます。では、現地調査をお願いした黒岩地区担当の守屋委員から説明をお願いいたします。

9番委員(守屋) 9番守屋です。議案第16号1番の農地について、7月15日に私と事務局で現地調査を行いました。

当該農地は、山林化しており、農地性がない状況であることを確認しました。

また、当該農地を非農地とすることによる周辺の農地への影響はありません。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたとおり、申請のあった農地は県の指針に基づき非農地に該当することです。これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第16号1番について非農地証明を交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第16号1番について非農地証明を交付することに決定いたしました。

書記 次に2番について説明します。

事務局 《議案第16号2番を朗読・説明》

書記 当該農地は、中丸地区の市街化区域の畑2筆ですが、昭和時代に住宅を建てましたが未登記となっていて、分筆と建て直しを経てますが、農地性はなく、かつ、過去に

違反転用の追及を受けたことはありません。

なお、7月9日に中丸地区担当の山口委員と事務局で現地確認を実施した結果、非農地証明のすべての要件を満たしていることを確認しています。

議長 ありがとうございます。では、現地調査をお願いした中丸地区担当の山口委員から説明をお願いいたします。

5番委員（山口） 5番山口です。議案第16号2番の農地について、7月9日に私と事務局で現地調査を行いました。

当該農地は、宅地となっていて、農地性がない状況であることを確認しました。

また、当該農地の周辺に農地はありません。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたとおり、申請のあった農地は県の指針に基づき非農地に該当するとのこと。これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第16号2番について非農地証明を交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第16号2番について非農地証明を交付することに決定いたしました。

以上で、議案第16号を終わります。

議長 それでは次に、前回の総会で修正案を提出することになっていた、議案第10号「令和6年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」（案）と議案第11号「令和7年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」について議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

書記 議案第10号「令和6年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」（案）と議案第11号「令和7年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」について、机上配布しました修正案をご覧ください。

事務局 《議案第10号と第11号を説明》

書記 説明は以上です。

議長 ありがとうございます。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第10号と第11号について決定事項とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者多数により、修正案のとおり決定いたしました。

議長 次に報告第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願い」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第1号につきましては、議案書7ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の8ページをご覧ください。

事務局 《報告第1号1番を朗読》

書記 報告第1号1番の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

なお、6月20日に国府新宿地区担当の石井委員及び事務局で現地確認を行ったところ、草刈りはされていましたが耕耘がされていない状況でしたので、農地所有者に指導をして6月24日に再確認したところ農地は適切に耕作されていることを確認しております。

議長 ありがとうございます。報告第1号1番につきましては現地調査をお願いした国府新宿地区担当の石井委員が欠席のため、事務局が現地確認の結果並びに補足説明をお願いいたします。

書記 報告第1号1番の農地について、6月20日に石井委員と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、市街化区域の露地畑ですが、草刈りはされていましたが耕耘がかけられていない状態でしたので、事務局から所有者に指導をして再確認したところ、農地は適切に耕作されておりました。

議長 ただ今の報告第1号1番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わりにします。

議長 次に、報告第2号「農地法第3条の3の規定による受理通知書」について、事務局より朗読と説明をお願いします。

書記 報告第2号「農地法第3条の3の規定による受理通知書」につきましては、議案書8ページの1件でございます。

事務局 《報告第2号1番を朗読》

書記 報告第2号1番の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第2号1番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長 次に報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」につきましては、議案書9ページの2件でございます。場所につきましては、総会資料の9ページと10ページをご覧ください。

事務局 《報告第3号1番と2番を朗読》

書記 報告第3号1番と2番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第3号1番と2番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

委員 地元の農業委員と推進委員に対して、「地域計画」の策定に協力するよう依頼があったが、「地域計画」とはどのような目的で何をするものなのかの説明がない。

事務局 すみませんでした。来月の総会で資料を配布して説明いたします。

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして令和7年第7回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時41分)